



宇治市に転入された方へ

令和7年4月

宇治茶と源氏物語のまち、宇治市へようこそ！

以下の項目に該当される方は、担当課にて手続きを行ってください。こちらでの案内以外にも、個人で利用されているサービスなどについては、個別の手続きが必要となる場合があります。なお、住所は住み始めた日から、新しい住所に変わったものとして取り扱います。

※※※の手続きについては、マイナンバーカード等のマイナンバーの分かる物と、本人確認できる物をお持ちください。

項目	担当課	手続き
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード 専用窓口 1階市民ギャラリー 0774-21-0428	転入の届出日から90日以内に、マイナンバーカード・住民基本台帳カードを持って継続利用(カードに新住所を記載し、ICチップ内の住所情報を修正)と署名用電子証明書(必要な方のみ)の発行手続きを行ってください。手続きには本人が設定した暗証番号が必要になります。代理人の場合は委任状と代理人の本人確認書類も必要です。 ※上記期限のほか、転入日から届出を出されるまでの日数が14日を超えた場合など、継続利用の手続きができない場合があります。手続きをされないでカードが失効しますのでご注意ください。 詳しくは左記までお問い合わせください。
住民基本台帳カードをお持ちの方	市民課 1階 0774-20-8722	宇治市での利用を希望される方は、申込みが必要です。 本籍地が宇治市で既に利用されている方は、登録が継続します。登録内容の変更手続きをしてください。詳しくは市民課までお問い合わせください。
事前登録型本人通知制度の利用を希望される方・宇治市で利用されている方		
国民健康保険に加入される方	国民健康保険課 1階 0774-20-8729	転入日から14日以内に加入の手続きをしてください。 ※※※(本人確認は、顔写真付きのものをお願いします。) お支払方法を口座引落しにされる場合は、口座番号が分かるもの、銀行印が必要です。
後期高齢者医療制度に加入される方(前住所地で加入していた方)	年金医療課 後期高齢者医療係 1階 0774-21-0413	後期高齢者医療制度への加入申請をしてください。※※※ 前住所地で交付された負担区分等証明書をお持ちください。 保険料のお支払方法を口座引落しにされる場合は、口座番号が分かるもの、銀行印が必要です。
0歳～中学校3年生のお子様を扶養されている方	年金医療課 福祉医療係 1階 0774-21-0413	子育て支援医療費支給制度の申請をしてください。お子様の健康保険情報を確認できる書類と保護者の本人確認書類をお持ちください。
医療保険に加入し、本人及び世帯員の所得が一定未満で下記の要件に当たる方 ・ひとり親家庭やひとり親家庭に準じる世帯の方 ・一定の障害がある方 ・65歳～69歳の方		福祉医療費支給制度(医療費助成制度)の対象となる可能性があります。 健康保険情報を確認できる書類と申請者の本人確認書類をお持ちください。 ◎本人及び世帯員に宇治市以外で所得申告をされている方がいらっしゃる場合は、その市町村の住民税課税証明書が必要です。 詳しくは年金医療課福祉医療係までお問い合わせください。
これから国民年金に加入される方(退職等をされてすぐに転入された方など)		退職等をされてから14日以内に加入・住所変更の手続きをしてください。 ご本人確認できるものをお持ちください。※※※
国民年金に加入されている方(国民年金の保険料を納付、または免除されている方)	年金医療課 国民年金係 1階 0774-20-8792	14日以内に住所変更の手続きをしてください。 ご本人確認できるものをお持ちください。※※※
障害基礎年金のみを受給されている方		
介護保険の被保険者の方(65歳以上の方及び40～65歳未満で要介護認定を受けている方)	介護保険課 1階 0774-20-8731	資格取得の手続きをしてください。※※※ 転入前の市区町村で要介護・要支援認定をお持ちの方は、 <u>転入日から14日以内に窓口で申請された場合、認定を引き継ぐことができます。</u> 期日までに窓口で申請をして、宇治市の認定を受けてください。 保険料のお支払方法を口座引落しにされる場合は、キャッシュカードと暗証番号入力、本人確認書類が必要です。 各種減額認定申請をされる方は、併せて手続きをしてください。
特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過福祉手当を受けている方 障害者扶養共済制度に加入している方	障害福祉課 1階 0774-21-0419	転入の手続きをしてください。 特別児童扶養手当を受給している方で、お手元に証書がある場合はお持ちください。※※※

裏面に続きます

※※※の手続きについては、マイナンバーカード等のマイナンバーの分かる物と、本人確認できる物をお持ちください。

項目	担当課	手続き
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	障害福祉課 1階 0774-21-0419	手帳をお持ちになって、住所変更の手続きをしてください。写真(縦4cm×横3cm)が必要になる場合がありますので、詳しくは障害福祉課までお問い合わせください。※※※
障害福祉サービスを受けている方		受給者証、印鑑をお持ちください。※※※
自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院)を受けている方		受給者証をお持ちになって、住所変更の手続きをしてください。住民税課税証明書・医師意見書・健康保険証等が必要になる場合がありますので、詳しくは障害福祉課までお問い合わせください。※※※
軽自動車、バイクをお持ちの方	税務課 諸税証明係 2階 0774-20-8718	125cc以下の原付バイクについては、宇治市で使用する場合、宇治市での登録手続きをしてください。 軽自動車、125cc超のバイクについては、軽自動車検査協会または運輸支局で手続きがあります。詳しくは税務課にお問い合わせください。
上下水道の開栓手続きについて	上下水道部営業課 2階 0774-20-8775	開栓の手続きをしてください(電話で受付可)。 詳しくは営業課にお問い合わせください。 (集合住宅の場合は、まず、管理会社等にご確認ください。)
児童手当を受けられる方	こども福祉課 2階 0774-20-8733	遡って手当を受給することはできません。転出証明書に記載の異動日の翌日から15日以内に手続きをしてください。(必要な書類は窓口でご案内します。)※※※ 単身赴任など保護者(受給者)のみ転入された場合も、手続きをしてください。
児童扶養手当を受けられる方(ひとり親家庭や、ひとり親家庭に準じる世帯)		ひとり親家庭や、お子様の保護者に重度障害のあるご家庭など、ひとり親家庭に準じる世帯は、受給対象となる場合がありますので、窓口でご相談ください。※※※
宇治市の学童保育(育成学級)の利用を希望される方		放課後、保護者の就労等のため家庭で保育を受けられない児童(小学校1年生～6年生)の居場所を、学校敷地内で安全に提供するものです。 定員があるため、窓口でご相談のうえ、手続きをしてください。
就学前のお子様又は妊婦さんのおられる世帯		宇治市の子育て情報誌をお渡しします。 (就学前のお子様)宇治市ファミリー・サポート・センター無料利用券をお渡しします。
宇治市の保育所等に入所申請される方又は入所申請中の方	保育支援課 2階 0774-20-8732	保育所等入所の手続き又は住所変更の手続きをしてください。 ◎ご家庭の状況により提出書類が異なりますので、窓口でお問い合わせください。※※※
認定こども園等の預かり保育や認可外保育施設等を利用される方		保育料無償化の対象となる場合がありますので、保育支援課にお問い合わせください。さかのぼって認定できませんのでご注意ください。※※※
就学前のお子様のおられる世帯	保健推進課 2階 0774-20-8728	親子健康手帳(母子健康手帳)をお持ちください。 乳幼児健康診査と予防接種の案内及び予診票をお渡しします。 (前市町村の予診票は使用できません。)
妊婦さんのおられる世帯		親子健康手帳(母子健康手帳)をお持ちください。妊婦健康診査受診券・妊婦歯科健診受診票の交付と、健康状態等についてお話をお伺いします。
未熟児養育医療を受けている方		給付申請手続きをしてください。(課税証明書、健康保険証など必要な書類は窓口でご案内します)※※※
高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種を希望される方(接種日時点で65歳の方のみ)	健康づくり推進課 1階 0774-20-8793	過去に一度も接種されていない方は公費での接種が可能です。また、条件を満たす場合(市民税非課税世帯など)は無料での接種が可能です。詳しくは健康づくり推進課まで。
町内会・自治会への加入を検討されている方	市民協働推進課 3階 0774-20-8721	住みよい地域づくりのために町内会・自治会に加入しましょう。 お住まいの地域の町内会・自治会等をお調べします。 こちらのQRコードから町内会・自治会名を調べることもできます。
小・中学生、幼稚園児のおられる世帯	学校教育課 6階 0774-20-8757	転入学の手続きをしてください(宇治市立学校に就学を希望されない場合、又は幼稚園児がいる場合についても、担当窓口までお越しください)。
し尿収集(くみ取り式便所の場合)について	まち美化推進課 西館 3階 0774-20-8762	くみ取り開始の申請をしてください。
浄化槽をお使いになられる世帯	環境企画課 西館 3階 0774-20-8726	使用開始の手続きをしてください。詳しくは環境企画課までお問い合わせください。
犬を飼っておられる方		前住所地で登録していることが確認できるもの(鑑札)をお持ちになって、住所変更の手続きをしてください。

